

# 中小企業団体の共同施設設置等を応援します！

## 補助の概要

市内の中小企業団体（商店街・市場、工業団地等）が、共同施設や環境改善のための施設（以下、「共同施設等」）を設置する場合、商店街・市場が防火関連設備や省エネ型照明設備を設置する場合、木造市場の出店者団体が防火関連設備を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。

また、商店街・市場が環境改善施設を撤去する場合は、撤去費用の一部を補助します。

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 共同施設   | 共同店舗、共同会館、福利厚生施設、共同駐車場、共同設備など         |
| 環境改善施設 | アーケード、カラー舗装、街路灯など                     |
| 防火関連設備 | 火災報知器、自動消火装置、炎感知システム、水圧開放装置付シャッターなど   |
| 省エネ型照明 | LED照明、冷陰極管照明、セラミックメタルハイドランプ、無電極放電ランプ等 |

※施設の敷地となる土地の取得に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計管理に要する経費や消費税等、補助対象とならない経費があります。

## 補助の内容

| 事業名                 | 対象者                        | 補助対象事業及び交付基準   |
|---------------------|----------------------------|--|
| 一般事業                | 中小企業団体<br>(商業、工業を問わない)     | 共同施設等の設置事業で、100万円以上の事業<br>【補助率】20% 【限度額】2,000万円  |
| モデル商店街<br>支援事業      | 商店街・市場<br>(法人組合及び共同出資会社のみ) | 市が支援して策定した計画に基づく共同施設等の設置事業で<br>1,000万円以上の事業、かつ市長が模範と認めたもの<br>【補助率】30% 【限度額】1億2,000万円                               |
| 商店街防火関連<br>設備設置事業   | 商店街・市場<br>(任意組合含む)         | 消防法による設置義務はないものの、防火又は消火活動に有効な設備を自主的に設置する事業<br>【補助率】50% 【限度額】500万円<br>※設備については、各消防署予防課への事前相談が必要です                   |
| 木造市場防火<br>関連設備設置事業  | 木造市場<br>(出店者団体)            | 消防法による設置義務はないものの、防火又は消火活動に有効な設備を自主的に設置する事業<br>【補助率】50% 【限度額】設置店舗数×20万円<br>(最大500万円)<br>※設備については、各消防署予防課への事前相談が必要です |
| 商店街省エネ型<br>照明設備設置事業 | 商店街・市場<br>(任意組合含む)         | アーケード灯や街路灯などに省エネルギー型照明を導入する事業（光源のみの取替えも可）で、100万円以上の事業<br>【補助率】50% 【限度額】500万円                                       |
| 環境改善施設<br>撤去事業      | 商店街・市場<br>(任意組合含む)         | 環境改善のための施設の撤去事業で、100万円以上の事業<br>(まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。)<br>【補助率】20% 【限度額】2,000万円                                    |

設備の設置・改修等を検討する際には、  
**必ず前もってご相談ください。**

<問合せ先>

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

TEL: 582-2050 FAX: 591-2566

**工事等の契約・着工前** に、補助金交付の申請が必要となりますので

**早めのご相談** を、お願いいたします。

